

重 要 事 項 説 明 書

(地域密着型指定介護老人福祉施設)

社会福祉法人 愛孝福祉会
地域密着型特別養護老人ホーム 愛孝野中苑

1. 地域密着型特別養護老人ホーム 愛孝野中苑の概要

(1) 法人の概要

名 称	社会福祉法人 愛孝福祉会
所 在 地	大阪府大阪市淀川区野中南2丁目8番27号
代 表 者	理事長 飯田 孝司
電 話 番 号	06-6885-1606

(2) ご利用施設

施 設 名 称	地域密着型特別養護老人ホーム愛孝野中苑（介護老人福祉施設）
指定事業者番号	
所 在 地	大阪府大阪市淀川区野中南2丁目8番27号
施 設 長 名	施設長 大原 崇嘉
電 話 番 号	06-6885-1606
F A X 番 号	06-6885-1612

(3) 施設の職員体制（職員の職種、員数および職務内容）

職 種	基準人員数	人 員	職 務 内 容
1. 施設長	1名	1名	職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
2. 医師	1名	1名	入居者の診療及び保健衛生に管理指導の業務を行います。
3. 生活相談員	1名	1名	入居者の日常生活についての相談、援助及びこれらの計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行います。
4. 介護職員	7名以上	7名以上	入居者の日常生活における介護・相談及び援助の業務を行います。
5. 看護職員	1名	1名以上	入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生の業務を行います。
6. 機能訓練指導員	1名	1名	入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行います。
7. 介護支援専門員	1名	1名	入居者の介護支援に関する業務を行います。
8. 栄養士	1名	1名	給食管理、入居者の栄養指導を行います。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	週2回：毎週火曜日 14：00～15：00 毎週金曜日 14：00～15：00
2. 施設長・生活相談員	日勤：9：00～18：00
3. 介護職員	早朝：7：00～16：00
	日勤：9：00～18：00
	遅出：13：00～22：00

	夜間：22：00～ 7：00
4. 介護支援専門員	日勤： 9：00～18：00
5. 看護職員	日勤： 9：00～18：00

(4) 定員及び施設の設備の概要

定員		20名	共同生活室	2室
居室	個室	20室	医務室	1室
浴室	一般	2室	地域交流室	1室
	特殊	1室	相談室	1室

◇居室の変更：入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(5) 運営の方針

- ①この施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭において、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配置しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものします。
- ②この施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めます。
- ③この施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営を行うことに努めます。
- ④この施設は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ⑤「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
- ⑥入居者の尊厳・自己決定・プライバシー保護・秘密保持等を柱にして、安心して生活できる人権擁護の取り組みを推進する施設をめざします。
- ⑦地域との交流を基本として、介護の相談・介護教室・ボランティア活動への協力、支援（福祉人材養成に寄与することを含む）等の取り組みに努め、地域に開かれた施設をめざします。

2. サービスの内容

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ①利用料金の一部が介護保険から提供される場合
 - ②利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合
- の二通りがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〔サービスの概要〕 ※時間・内容については変更する場合があります。

①居室

②食事の提供 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

③施設サービス計画の立案

④入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴できます。

⑤介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行ないます。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い…等

⑥健康管理

医師や看護師が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、心身等の状態に合わせ離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えをするよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れますよう、施設内の環境美化に努めます。

⑧栄養ケア・マネジメント

入居者ごとの栄養状態、摂取機能を考慮した栄養ケア・マネジメントを行ないます。

⑨感染症・食中毒の予防

感染症対策委員会の設置、施設内研修の実施等により、施設内の衛生管理体制を整備します。

⑩介護事故発生の防止

事故対策委員会の設置、施設内研修の実施等により、施設内の介護事故防止体制を整備します。

⑪身体的拘束等原則禁止

入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者に負担していただきます。

[サービスの概要と利用料金]

①滞在に要する費用 全室個室 2,066 円/日

②食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金： 1,590 円/日

③入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

料金： 50 円/日

④理美容代 カット 1,900 円 ※ 消費税込

顔剃り・洗髪は利用者の状態により至急判断いたします。

⑤電気代（テレビ、パソコン他） 500 円～1000 円/月 ※利用量による

⑥貴重品管理費

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑨医療費 医療機関に受診した費用 実費

⑩薬代 実費

⑪レクリエーション・クラブ活動費

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

(3) 協力医療機関

①済生会中津病院

住 所：〒530-0012 大阪市北区芝田 2-10-39

電 話：06-6372-0033

診療科目：[内科・外科・整形外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・神経内科・皮膚科・小児科・脳神経外科等]

②十三市民病院

住 所：〒532-0034 大阪市淀川区野中北 2-12-27

電 話：06-6150-8000

診療科目：[総合診療科・内科・外科・整形外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科等]

③医誠会国際総合病院

住 所：〒530-0052 大阪市北区南扇町 4-14

電 話：0570-099166

診療科目：[総合内科・外科・整形外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科等]

④医療法人仁愛会 飯田歯科医院

住 所：〒577-0827 東大阪市衣摺 2-11-19

電 話：06-6728-4182

診療科目：口腔ケア

3. 利用料金

(1) 利用料

別表「利用料金表」を参照ください

(2) その他の料金

上記参照（別表参照）

(3) 介護保険料

市町村にお支払いただく介護保険料は、原則として年金からの天引きになります。

(4) 支払方法

毎月月末締め、当月分を翌月28日にご指定の口座より自動振替にてお支払いいただきます。なお、請求書は、毎月15日前後に前月分をお送りいたします。口座振替の手続きが間に合わない等で、自動振替にてお支払ができない場合につきましては、下記銀行口座に振込にてお支払い願います。なお、この場合の振込手数料につきましては、振込人負担となりますので、あらかじめご了承ください。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

領収書は入金確認後、領収印押印の上毎月の請求書に同封させていただきます。

振込口座： りそな銀行 大阪営業部支店 普通 1907776
社会福祉法人愛孝福社会
フク) アイコウフクシカイ

(5) 食費・居住費

食事にかかる費用及び居住にかかる費用については、介護保険負担限度額認定証または介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けている方に対しては、当該認定証に記載されている負担限度額または特定負担限度額といたします。

(6) 居住費の外泊時の取扱い

入院又は外泊中は、居住費をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に使用する場合は、その間の居住費はご負担いただくことはありません。

(7) 利用料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合、及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、契約者に対して、一ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金の変更（増額または減額）を申し入れる事ができることとします。

4. 入退居手続き

(1) 入居手続き

大阪市入所選考指針に基づき入居を決定いたします。入居と同時に契約を結び、

サービスの提供を開始いたします。

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 退居手続き（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこの事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ご契約者からの退居の申し出があった場合（詳細は以下を参照）
- ⑥事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下を参照）

(1) 契約者からの退居の申し出（中途契約・契約解除）

契約の有効期間中であっても、契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書を提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ②施設もしくはサービス従事者が契約書第7条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③施設もしくはサービス従事者が故意又は、過失により入居者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ④他の入居者が入居者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身に状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者が、入居者の利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

③契約者及び入居者が、故意又は過失により施設又はサービス従事者もしくは他の入居者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

④入居者が、病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院が3ヶ月を経過しても退院ができないことが明らかになった場合。※

⑤入居者が他の介護保険施設に入居した場合。

※入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

I 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

II 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担していただく必要はありません。

III 3ヶ月以内の退院が見込まれていない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれていない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

* 入院や外泊等で一時居室を空けられる場合も、居住費はご負担いただきます。

尚、ご使用のベッドを他の利用者の短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護等に使用させて頂くことがあります。その際は、費用の負担はありません。

介護保険負担限度額	入院・外泊 当日より～6日目（日額）	7日目以降（日額）
第1段階の入居者	880円	2066円
第2段階の入居者	880円	2066円
第3段階①の入居者	1370円	2066円
第3段階②の入居者	1370円	2066円
第4段階の入居者	2066円	2066円

5.身元保証人

入所契約にあたり、連帯保証人を兼ねる身元保証人を1名以上定めていただきます。身元保証人は、契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引き取り、残置物の引き取り等を行うことに責任を負います。また、契約者が事業者に対して負担する利用料金、残置物の処分に要する費用の支払いについて、契約者と連帯して債務を負います。

6. 施設利用にあたっての留意事項

面会	9：30～17：30
外出・外泊	3日前までに、所定の届出書によりお申し出下さい
飲酒・喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。また、施設内でのアルコール類の持込については、原則禁止とさせていただきますが、施設の許可を得た場合でも他の方のご迷惑にならない範囲でお願い致します。いずれも主治医からの制限がある場合はご遠慮ください。
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオはどちらも持ち込み可能です。 また、消灯時間後のテレビはご遠慮下さい。
所持品の持込み	所持品によっては、収納スペースが限られておりますので、お持込に制限を設ける場合もあります。
医療	当施設の医師による健康管理や健康相談につきましては、介護保険給付サービスに一部含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の協力病院等による往診や入通院により対応します。その場合は、医療保険適応になるため、別途自己負担をしていただくことになります。また、入院に際しての保証人等は原則として、ご家族にお願いいたします。
宗教活動・政治活動 ・営利活動	当施設の敷地内では他のご利用者に迷惑を及ぼすような活動等を行うことはできません。
ペット	原則としてご遠慮いただきます。

7. 緊急時等における対応方法

- (1) 施設は、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

8. 事故発生時の対応

- (1) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- (2) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

9. サービス内容に関する相談、苦情

※ ご入居者の保険者が窓口となりますので、他市町村窓口につきましては別表参照

①当施設の相談・苦情担当	管理者 大原 崇嘉 生活相談員 辻本 皓平・小野寺 意緒・田原 滉土
②苦情解決責任者	管理者 大原 崇嘉 生活相談員 辻本 皓平・小野寺 意緒・田原 滉土
③第三者委員 ・横田 一也	苦情解決に社会性や客観性を確保し、入居者の方の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するため、法人に第三者委員を設置しています。 〒598-0001 大阪府泉佐野市上瓦屋 906 - 1 - 107 社会福祉士事務所カラーサ TEL 072 - 493 - 3237
④ 大阪市相談窓口	大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7 - 331号 TEL 06 - 6241 - 6310
⑤大阪府国民連合保険団体	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3 - 8 TEL 06 - 6949 - 5418

10. 業務継続計画の策定について

- ・当施設は、感染症 y 非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ・当施設は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. ハラスメント対策について

- ・介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。

1 2. 第三者評価の実施状況

・第三者評価の実施の有無 (有) 2023年 8月 21日) ・ 無

評価機関： NPO法人ナルク福祉調査センター 評価結果の開示状況：あり

1 3. 非常災害対策

- ・施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定めています。
- ・施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間又は夜間想定訓練）を実施します。

1 4. 高齢者虐待

- ・施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます

(1) サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行わない。

ただし、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られ、一時的に身体等を拘束する場合があります。

(2) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

令和 年 月 日

介護福祉施設入居にあたり、契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<施設>

施設所在地 大阪市淀川区野中南2丁目8番27号

施設名称 特別養護老人ホーム 愛孝野中苑

施設代表者 社会福祉法人 愛孝福祉会 理事長 飯田 孝司

説明者役職 _____

氏名 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、施設から介護福祉施設入居についての重要事項の説明を受けました。

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ (印)

身元保証人住所 _____

身元保証人氏名 _____ (印)

別紙①

費 用 区 分	費 用 の 額
滞在に要する費用	ユニット型個室 日 額 2, 0 6 6 円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 日 額 8 8 0 円 第2段階認定者 ユニット型個室 日 額 8 8 0 円 第3段階認定者① ユニット型個室 日 額 1, 3 7 0 円 第3段階認定者② ユニット型個室 日 額 1, 3 7 0 円
食事の提供に要する費用	朝 食 3 8 9 円 昼 食 5 9 4 円 夕 食 6 0 7 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日 額 3 0 0 円 第2段階認定者 日 額 3 9 0 円 第3段階①認定者 日 額 6 5 0 円 第3段階②認定者 日 額 1 3 6 0 円

介護保険の給付対象とならないもの

特別食	5 0 円／日
理美容費	1, 9 0 0 円
電気代	5 0 0 円／月 (テレビ・パソコン等を利用された方)
貴重品管理費	1 0 0 円／日
複写物の交付	1 0 円／日
日常生活用品購入費	実費
医療費	実費
薬代	実費
レクリエーション・クラブ活動費	実費
受診代	実費
夜間搬送時の帰苑タクシー代	実費

〈サービス利用料金 1 日あたり〉（契約書第 11 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○指定介護老人福祉施設

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料	要介護 1 6820 円	要介護 2 7530 円	要介護 3 8280 円	要介護 4 9010 円	要介護 5 9710 円
2. うち介護保険から支給される金額	6138 円	6777 円	7452 円	8109 円	8739 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	682 円	753 円	828 円	901 円	971 円

上記表の要介護度別サービス利用料金には

個別機能訓練加算Ⅰ/Ⅱ（機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、その計画に沿って日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。） 32 円

看護体制加算Ⅰ（入居者の重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、看護師の配置と夜間における 24 時間連絡体制の確保、見取りに関する指針策定等を実施しています。） 12 円

サービス提供体制強化加算Ⅲ（看護・介護職員の総数の内、常勤職員の占める割合が 100 分の 30 以上配置されている体制を整備しています。） 6 円

夜勤職員配置加算（夜勤時間帯 22:00～7:00 において、基準の介護職員数に加え 1 以上の介護職員を配置されている体制を整備しています。） 46 円

科学的介護推進体制加算Ⅰ（厚生労働省に対し、入居者の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を暗号化し提供し、必要に応じてサービスを見直すなど適切かつ有効な提供としている） 40 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施し、府知事に届け出を行っています。） 64 円～89 円

自立支援促進加算（全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施） 280 円

※外泊時加算料金・・・1 日あたり 2,637 円（うちご利用者の負担は 264 円）

入院や外泊された場合、介護サービスの利用料金のご負担はありませんが、一月に 6 日間（月をまたぐ場合は 12 日間）を限度として上記料金をご負担いただきます。

※初期加算料金・・・1日あたり 322 円（うちご利用者の負担は 32 円）

新規に当施設に入居された場合、あるいは 30 日を超える入院後に再び当施設に戻られた場合に、（再）入居日から 30 日間は通常の料金に加え、初期加算をご負担頂きます。

※精神科医療養指導加算 54 円

（精神科医による診察を月 2 回以上受けられる体制を整備しています）
が含まれています。

別紙②

大阪府内各市町村の苦情受付窓口一覧表

名称		所在地	電話番号
大 阪 市	健康福祉局高齢施策部	〒530-8201	06-6208-8028
	介護保険担当	大阪市北区中之島 1-3-20	
	北区保健福祉センター	〒530-8401	06-6313-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市北区扇町 2-1-27	
	都島区保健福祉センター	〒534-8501	06-6882-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市都島区中野町 2-16-20	
	福島区保健福祉センター	〒553-8501	06-6464-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市福島区大開 1-8-1-2F	
	此花区保健福祉センター	〒554-8501	06-6466-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市此花区春日出北 1-8-4	
	中央区保健福祉センター	〒541-8518	06-6267-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市中央区久太郎町 1-2-27	
	西区保健福祉センター	〒550-8501	06-6532-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市西区新町 4-5-14-3F	
	港区保健福祉センター	〒552-8510	06-6576-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市港区市岡 1-15-25-3F	
	大正区保健福祉センター	〒551-8501	06-4394-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市大正区千鳥 2-7-95	
	天王寺区保健福祉センター	〒543-8501	06-6774-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市天王寺区真法院町 20-33-2F	
	浪速区保健福祉センター	〒556-8501	06-6647-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市浪速区敷津東 1-4-20-3F	
	西淀川区保健福祉センター	〒555-8501	06-6478-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市西淀川区御幣島 1-2-10-2F	
	淀川区保健福祉センター	〒532-8501	06-6308-9625
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市淀川区十三東 2-3-3	
	東淀川区保健福祉センター	〒533-8501	06-4809-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市東淀川区豊新 2-1-4-2F	
	東成区保健福祉センター	〒537-8501	06-6977-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市東成区大今里西 2-8-4-2F	
	生野区保健福祉センター	〒544-8501	06-6715-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市生野区勝山南 3-1-19-2F	
	旭区保健福祉センター	〒535-8501	06-6957-9859
	地域保健福祉担当（介護保険）	大阪市旭区大宮 1-1-17-2F	

城東区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒536-8510 大阪市城東区中央 3-5-45	06-6930-9859
鶴見区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤 5-4-19	06-6915-9859
阿倍野区保健福祉センター地域保健福祉担当 （介護保険）	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40	06-6622-9859
住之江区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒559-8601 大阪市住之江区御崎 3-1-17	06-6682-9859
住吉区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55-2F	06-6694-9859
東住吉区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺 1-13-4	06-4399-9859
平野区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒547-8580 大阪市平野区背戸口 3-8-19-3F	06-4302-9859
西成区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	〒557-8501 大阪市西成区岸里 1-5-20-5F	06-6659-9859
兵庫県尼崎市健康福祉局福祉部介護保険事業担当課	〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 I-23-1-2F	06-6489-6343
兵庫県神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課	〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町 6-5-1	078-322-6228
兵庫県芦屋市福祉部高齢介護課管理係	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7-6	0797-38-2046
兵庫県西宮市健康福祉局福祉部介護保険課	〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町 10-3	0798-35-3314
兵庫県宝塚市健康福祉部介護保険課	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1-1	0797-71-1141
兵庫県伊丹市健康福祉室介護保険課	〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1	072-784-8037
兵庫県明石市福祉局高年介護室	〒673-8686 兵庫県明石市中崎 1-5-1	078-919-4060
豊中市健康福祉部福祉事務所高齢介護課	〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2837
池田市保健福祉部健康・福祉室高齢介護課	〒563-8666 池田市城南 1-1-1	072-752-1111 (代)
吹田市福祉保健部高齢福祉推進室介護保険課	〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1231 (代)
箕面市市民部介護・福祉医療課	〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1	072-723-2121 (代)

豊能町生活福祉部高齢障害福祉課	〒563-0292 豊能郡豊能町余野 4 1 4 - 1	072-739-0001 (代)
能勢町福祉部保健医療課	〒563-0351 豊能郡能勢町栗栖 8 2 - 1	072-731-2150 (代)
高槻市健康部保険年金室介護保険課	〒569-0067 高槻市桃園町 2 - 1	072-674-7167
茨木市市民生活部介護保険課	〒567-8505 茨木市駅前 3 - 8 - 1 3	072-620-1639
摂津市保健福祉部介護保険課	〒566-8555 摂津市三島 1 - 1 - 1	06-6383-1111 (代)
島本町民生部高齢福祉課	〒618-8570 三島郡本町桜井 2 - 1 - 1	075-962-2864
守口市福祉部高齢介護課	〒570-8666 守口市京阪本通 2 - 2 - 5	06-6992-1221 (代)
枚方市健康部高齢社会室	〒573-8666 枚方市大垣内町 2 - 1 - 2 0	072-841-1221 (代)
寝屋川市保健福祉部高齢介護室	〒572-8533 寝屋川市池田西町 2 8 - 2 2 市立保健福祉センター内	072-838-0518
大東市健康福祉部介護医療課	〒574-8555 大東市谷川 1 - 1 - 1	072-872-2181 (代)
門真市健康福祉部高齢福祉課	〒571-8585 門真市中町 1 - 1	06-6780-5200
交野市保健福祉部高齢介護課	〒576-0034 交野市天野が原町 5 - 5 - 1	072-893-6400 (代)
くすのき広域連合総務課	〒570-0033 守口市大宮通 1 - 1 3 - 7 市民保健セン ター内	06-6995-1515 ~6
八尾市保健福祉部介護保険課	〒581-0003 八尾市本町 1 - 1 - 1	072-924-9360
柏原市健康福祉部高齢介護課	〒582-8555 柏原市安堂町 1 - 5 5	072-972-1501 (代)
東大阪市健康福祉局福祉部高齢介護室高齢介護課	〒577-8521 東大阪市荒本北 5 0 - 4	06-4309-3185
富田林市保健福祉部高齢介護課	〒584-8511 富田林市常磐町 1 - 1	0721-25-1000 (代)
河内長野市保健福祉部介護高齢課	〒586-8501 河内長野市原町 1 - 1 - 1	0721-53-1111 (代)
松原市保健福祉部高齢介護室	〒580-8501 松原市阿呆 1 - 1 - 1	072-334-1550 (代)

羽曳野市保健福祉部高年介護課		〒583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1	072-958-1111 (代)
藤井寺市健康福祉部高齢介護課		〒583-8583 藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1111 (代)
大阪狭山市保健福祉部高齢介護グループ		〒589-8501 大阪市狭山市狭山 1-2-384-1	072-366-0011 (代)
太子町健康福祉部福祉室高齢介護係		〒583-8580 南河内郡太子町山田 8 8	0721-98-5538
河南町健康福祉部高齢障害福祉課		〒585-0014 南河内郡河南町大字白木 1 3 7 1	0721-93-2500 (代)
千早赤阪村健康福祉部高齢介護係		〒585-8501 南河内郡千早赤阪村大字水分 1 8 0	0721-72-0081 (代)
堺市	健康福祉局福祉推進部 介護保険課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7513
	堺区役所堺保健福祉 総合センター地域福祉課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7477
	中区役所中保健福祉 総合センター地域福祉課	〒599-8236 堺市中区深井沢町 2 4 7 0-7	072-270-8195
	東区役所東保健福祉 総合センター地域福祉課	〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町 1 9 5-1	072-287-8112
	西区役所西保健福祉 総合センター地域福祉課	〒593-8324 堺市西区鳳東町 6-600	072-275-1912
	南区役所南保健福祉 総合センター地域福祉課	〒590-0141 堺市南区桃山台 1-1-1	072-290-1812
	北区役所北保健福祉 総合センター地域福祉課	〒591-8021 堺市北区新金岡町 5-1-4	072-258-6771
	美原区役所美原保健福祉 総合センター地域福祉課	〒587-8585 堺市美原区黒山 1 6 7-1	072-361-1881 (代)
岸和田市保健福祉部高齢介護課		〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1	072-423-2121 (代)
泉大津市健康福祉部介護保険課		〒595-8686 泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131 (代)
貝塚市健康福祉部高齢介護課		〒597-8585 貝塚市畠中 1-17-1	072-423-2151 (代)
泉佐野市健康福祉部介護保険課		〒598-8550 泉佐野市市場東 1-295-3	072-463-1212 (代)
和泉市生きがい健康部 高齢介護室介護保険担当		〒594-8501 和泉市府中町 2-7-5	0725-41-1551 (代)

高石市保健福祉部介護保険課	〒592-8585 高石市加茂4-1-1	072-265-1001 (代)
泉南市健康福祉部高齢障害介護課	〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-0001 (代)
阪南市保健福祉部介護保険課	〒599-0201 阪南市尾崎町35-1	072-471-5678 (代)
忠岡町健康福祉部生きがい支援課	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東34-1	0725-22-1122 (代)
熊取町健康福祉部介護サービス課	〒590-0451 泉南郡熊取町 野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-1001 (代)
田尻町民生部介護健康課	〒598-0091 泉南郡田尻町大字嘉祥寺 883-1 田尻町総合保健福祉センター 内	072-466-8811 (代)
岬町福祉部高齢福祉課	〒599-0392 泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2703

